



遺産相続の仕方と手続について教えてください。

遺産分割協議で定める分割の内容は、話し合いで全員が納得すればどのように定めても結構です。もちろん、法定相続分と異なる分割をしても結構です。そして、話し合いで合意に達すれば遺産分割協議書を作成します。

遺産分割協議書の作成は義務ではありませんが、遺産分割協議の有無や内容を明確にして書面に残し、後日紛争となることを避けるためにも作成すべきです。また、相続による不動産の所有権移転登記の添付資料などとしても、遺産分割協議書が必要となります。

なお、遺産分割の話し合いは相続人全員が一同に会して行うのが通常ですが、書面や持ち回りでもすることができます。

また、協議は相続人全員の合意により成立します。したがって、多数決では成立しません。このほか、一部の相続人である者を除いた分割協議は無効です。

相続人の中に未成年者がいる場合には、未成年者に代わって法定代理人（親権者等）が協議に参加しますが、法定代理人である親権者自身も相続人の立場にある場合には、家庭裁判所で特別代理人を選任する必要があります。

話し合いで合意ができない場合には、家庭裁判所に調停や審判を申し立てることになります。

金融円滑化法期限切れの正しい対策 取引先は大丈夫ですか？

期限切れに備えた動き

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」という。）が、半年後である平成25年3月で期限切れになる予定です。これはある意味で大きな爆弾となる可能性があります。

関係者の話によると、メガバンクや地方銀行では、金融円滑化法による返済猶予などの適用を受けた企業で再生見込みが低いところに対する対策として、すでに貸倒引当金を積み増すなどの対応を講じているそうです。つまり、金融円滑化法の期限切れで企業が潰れても銀行は損をしないように対策を講じ済みということです。

ちなみに、8月20日の日経新聞夕刊によりますと、現在も30万社程度が金融円滑化法を適用して返済猶予などの措置を利用しているとのことです。

セミナー花盛り？

インターネットで検索すると、「金融円滑化法の出口戦略」と称して、「金融機関に提出する事業計画の作成の仕方」とか「採算部門拡充のための業種転換」など、金融円滑化法適用企業が生き残っていくためのセミナーが花盛りです。しかし、そうしたセミナーを

受講すれば、本当に生き残っていくことができるでしょうか？

残された時間でこのようなことができるのであれば、なぜ今まで実行しなかったのでしょうか？ 現実問題としては、厳しい見方をせざるを得ないと思われます。

取引先が適用会社だったら？

金融円滑化法適用会社数は中小企業の1割弱と言われています。ですから、それらの企業の末路が注目されているわけです。しかし、問題はそこにとどまりません。仕入先が適用会社であつたらどうでしょうか。安定した仕入に支障が生じることはないでしょうか。また、売掛先が適用会社だったらどうなるでしょうか。売掛金が回収不能になることを避ける方策を考えているでしょうか。

このように、実は、適用会社ではない企業こそ、取引先が期限切れで倒産してしまうことに備えた対策を取る必要があるのではないのでしょうか。

前述のとおり、適用会社の内幕を把握している金融機関は既に対策済みです。手遅れにならないよう、何らかの保全策を考える必要があります。

担保もダメ、保証人もダメ

ここでは、売掛先についての保全策を考えてみたいと思います。

真っ先に思いつくのは、不動産に抵当権を設定して売掛金回収の保全をする方法です。しかし、抵当権は登記の順に優先的な効力が生じるため、既に金融機関の抵当権が設定されている場合は、土地価格の下落も相まって効果に疑問があります。

また、連帯保証人を徴求する方法も考えられますが、状況的に、相手方社長又は社長親族しか保証人となってくれる方がいないことが想定されます。仮に、社長が保証人になったとしても、売掛先が倒産した場合には会社と一心同体の社長から回収することも困難を極めるでしょう。

債権譲渡登記に着目

売掛金回収について有効な保全策として、当事務所としては、債権譲渡登記の活用を提案したいと思います。もっとも、取引先によって、債権譲渡登記が適している場合とそうでない場合とがありますが、適しているのであれば非常に有効な手段であると思われます。裏面に、債権譲渡登記の仕組みを解説しておきますので参考にしてください。



7月5日	遺言作成の相談がありました。単に財産を承継させるための遺言ではなく、遺族が納得でき、紛争を回避できるような遺言をいっしょに考えることになりました。
7月20日	4月に法改正があったため、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請や登記申請の仕事が数件来ています。今日も1件受任しました。この業務は司法書士業務と行政書士業務にまたがる仕事です。
7月23日	某上場企業のストック・オプションの登記を申請しました。チョー緊張した！
7月30日	月末の大安のため、不動産売買の立会が続きました。それだけでなく暑い・・・
8月1日	某会社の朝礼に出席して取得条項付株式について説明してきました。従業員さんに株式を保有してもらい、退職時には会社が買い取るという新しい方法を提案しました。
8月9日	時節柄でしょうか、相続の相談が多いように感じます。
8月16日	エムズ倶楽部で「家族に相続争いをさせないための遺言書の作り方」を話してきました。
8月23日	某会社の工場財団の機械器具目録変更の手続に着手しました。金融機関の調印などを含め、半年ぐらいかかりそうです。
9月3日	たて続けに農業生産法人の設立登記を申請しました。しかも、両方とも牧場です。
9月10日	不動産売買に立ち会った後、建物明渡執行の現場に行きました。それにしても、執行官の仕事って本当に大変ですね。
9月13日	「う～ん、印影が微妙に違いますね」と不動産仲介業者にも同意を求め、売主さんに実印の再登録をしてきてもらいました。これを見落とすと大変なことになります。
9月29日	贈与の登記で押印をいただく際、大正生まれの贈与者から浜松の空襲の話聞くことができました。今は穏やかに暮らしているようですが、大変な時代をくぐり抜けてきたようです。



ぶろふいーる



古橋 清二

(ふるはし せいじ)
 昭和33年10月8日生
 佐久間町(現浜松市)にて出生
 天秤座 血液型 A
 裾野聖母幼稚園、浜松西小、
 浜松西部中、浜松西高、
 中央大学出身

皆さん、意外と中央合同事務所ニュースを読んでいた
 いているみたいで、「西中出身
 だってね」なんて言われる
 ことも時々あります。そこ
 で、今回は、「古橋」のル
 ーツについての話題です。

全国的には「古橋」姓の人
 数は1015位ということ
 ですが、静岡県では174位と
 なります。おそらく、浜松市
 内では100位以内、西区
 では20位内にはランキング
 されると思います。特に、大
 人見町、古人見町などでは「
 古橋」の人口密度が極めて
 高いと思われます。

このように、古橋家は浜名
 湖東岸にルーツがありそう
 ですが、きっと古い橋でもか
 かっていたのでしょうね。そ
 のせいか、浜名湖でのんびり
 釣りをしたり、浜名湖を見
 ながら畑仕事するのが性に
 合っているようです。

お問い合わせは・・・

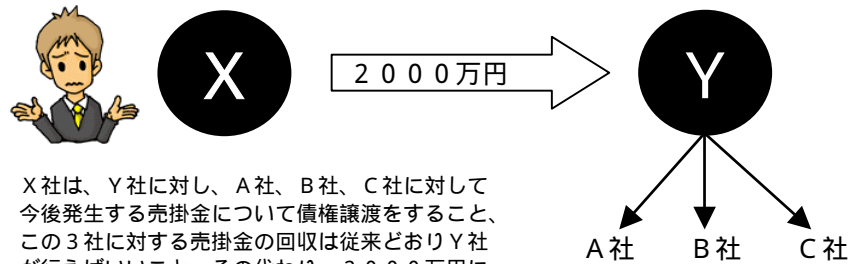
司法書士法人中央合同事務所
 司法書士 古橋 清二
 司法書士 野々垣守道
 430-0929
 浜松市中区中央二丁目12番5号
 TEL 053-458-1551
 FAX 053-458-1444
 sfuru@siren.ocn.ne.jp

知っておきたい専門知識 売掛金回収保全のための債権譲渡登記の仕組みと活用法

債権譲渡登記制度とは、相手方の有する売掛金のみならず将来発生する売掛金などの金銭債権の譲渡を受ける場合に、簡便に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための制度です(「債務者」とは、相手方の有する売掛金の債務者という意味です)。債権譲渡は、原則として、内容証明郵便など確定日付ある証書によって債務者に対する通知を行うか、債務者の承諾を得なければなりません。債権譲渡登記制度は、債権譲渡登記所に登記をすれば第三者にその旨を対抗することができます。

一方、債権譲渡登記をただけでは、債務者に対しては、債権譲渡の事実を主張することはできません。債務者に対しては、登記をしたことを証する登記事項証明書の交付を伴う通知をしてはじめて、債権譲渡の事実を主張することができますとされています。

事例 洋品メーカーであるX社は、問屋を営むY社に対して2000万円の売掛金を有しているが、Y社の支払いは芳しくなく、複数回にわたってジャンプを要請してきている。Y社には有力な取引先としてA社、B社、C社があり、継続的に商品を購入している。Y社が所有する不動産を調査したところ、既に銀行の抵当権が登記されていて不動産には余力がないことがわかった。

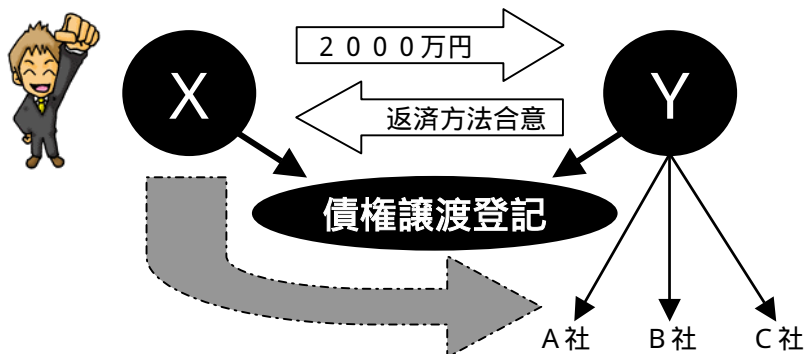


X社は、Y社に対し、A社、B社、C社に対して今後発生する売掛金について債権譲渡をすること、この3社に対する売掛金の回収は従来どおりY社が行えばいいこと、その代わりに、2000万円について2年間で分割払いする支払計画を立てて実行して欲しいという条件を提示した。

これに対し、Y社は、X社が次のジャンプに応じてくれるのならX社の言うとおりにしてもかまわない。ただし、A社、B社、C社には迷惑は掛けたくないとのことであった。

X社は、債権譲渡登記をしてもA社、B社、C社に通知が行くわけではないのでA社、B社、C社にはわからないこと、ただし、Y社が分割払いを怠ったり倒産した場合には直接A社、B社、C社から回収することになることを説明した。

X社とY社は、上記の内容について契約書を締結し、債権譲渡登記をした。



もしも、Y社が分割払いを怠ったり、不渡りを出すなどして事業継続が不可能となったときには、X社はA社、B社、C社に対して債権譲渡登記の登記事項証明書の交付をすることによって、A社、B社、C社からY社の売掛金を直接受領することができることとなります。

- Q** 債権譲渡登記に関する契約書はどのような内容にすればいいですか。
A 種々の契約パターンを用意し、また、オーダーメイドも承っておりますので、お尋ねください。
Q 債権譲渡登記を取り扱う法務局は東京法務局だけと聞きましたが、中央合同事務所に依頼することはできますか。
A もちろんです。登記申請は、オンラインまたは郵送により申請しますので、旅費等の経費が余分にかかることはありません。
Q 債権譲渡登記を依頼すると、どのくらいの費用がかかりますか
A 契約書作成の有無、被担保債権の金額、譲渡債権の個数などによって費用が異なります。ホームページに報酬表を掲載していますが、具体的にはお問い合わせいただければ結構です。